○総務省告示第百十六号

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第二十七号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の三十九第四項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百四十一号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第六項の規定する総務大臣の指定する方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則第二十四条の三十九第四項に規定する総務大臣の指定する方法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを利用して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織により申請等を行う場合において、当該申請等の情報を情報提供等記録開示システムに入力して送信する際に当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信する方法とする。	地方税法施行規則第二十四条の三十九第六項に規定する総務大臣の指定する方法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを利用して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織により申請等を行う場合において、当該申請等の情報を情報提供等記録開示システムに入力して送信する際に当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信する方法とする。